

人事労務実務と組織づくりのワンポイントレター



# おかみさわ通信



おかみさわ社会保険労務士事務所  
代表 田村 由理

社会保険労務士  
A4一枚評価制度&人事制度構築士  
仕事と家庭の両立支援プランナー  
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant  
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター  
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>



## [実務確認事項] 「年収の壁・支援強化パッケージ」とは？

厚生労働省は、労働者が社会保険料の負担による手取り収入の減少を避けるために就業調整をする「年収の壁」問題に対する当面の対応策として、令和5年9月27日付けで、「年収の壁・支援強化パッケージ」を発表しました。今号ではその概要をお伝えします。

————— 「年収の壁・支援強化パッケージ」の概要（厚労省の資料） —————

### 106万円の壁への対応

#### ◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、**被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）**として、支給する場合も対象とする。

#### ◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

### 130万円の壁への対応

#### ◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、**労働時間延長等に伴う一時的な収入変動**による被扶養者認定の判断に際し、**事業主の証明の添付による迅速な判断**を可能とする。

### 配偶者手当への対応

#### ◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) **見直しの手順をフローチャートで示す等**  
**わかりやすい資料**を作成・公表するとともに、
- (2) **中小企業団体等を通じて周知**する。

☆ 各対応策については、このパッケージに基づき、今後、所要の手続を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。たとえば、キャリアアップ助成金のコースの新設（社会保険適用時処遇改善コースの新設）に関する改正省令は、令和5年10月20日に公布・施行されました。助成金の詳細につきましては、改めてお伝えしますが、「106万円の壁」は、新たに社会保険加入するパート従業員に保険料で減る手取り額を企業が「社会保険適用促進手当」（穴埋めとして）を支給した場合等に最大50万円/人の助成金を出すという内容です。しかしながら、助成があっても社会保険料の会社側負担分は増えますので、体力と余力がある場合ではないと難しさがあるように感じます。

☆「130万円の壁」の対応においては、あくまで「一時的な事情」の認定とされました。使えるのは2回までです。現在、社会保険の扶養の範囲で仕事量を調整している方からの質問がこれから増えると考えられます。実務担当者は注意しておきたいところです。

【パート従業員の収入が130万円を超える見込みとなった場合の実務対応ポイント】

★被扶養者認定や毎年の被扶養者の収入確認の際に、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書に加えて「人出不足による労働時間延長等に伴う、一時的な収入変動である旨の事業主の証明」を準備します。書式は日本年金機構のHPに掲載されています。



## [施行済改正] 社会保険 被保険者資格取得時マイナンバー記入が必須化

令和5年9月29日から「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第125号)」が施行されました。これにより、厚生年金保険の被保険者資格取得届などについて、個人番号(マイナンバー)の記載を求めることが明確化されました。以下、日本年金機構のお知らせをご案内します。

——【事業主の皆さまへ】「健康保険(船員保険)・厚生年金保険被保険者資格取得届」

には個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください ——

□ 「健康保険(船員保険)・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、マイナンバー(基礎年金番号を有する方は、マイナンバーまたは基礎年金番号)を必ず記入してください。マイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は、返戻いたします。

□ これまでは、基礎年金番号を有する方で、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない場合は「健康保険(船員保険)・厚生年金保険被保険者資格取得届」にあわせて「基礎年金番号通知書再交付申請書」をご提出いただくことで事務処理をしていましたが、令和5年9月29日以降はマイナンバー、基礎年金番号のいずれも記入がない場合は返戻しています。

□ なお、短期在留外国人等、マイナンバーも基礎年金番号も有していない方の場合は、引き続き「資格取得時の本人確認事務」に基づき手続きをお願いします。

☆採用時において、マイナンバー、基礎年金番号のいずれも確認できない方については、短期在留外国人等を除き、被保険者資格取得届が返戻される(=被保険者資格が認められない)ということになりますので、採用時に、その旨を説明して、必ず提示してもらうようにしましょう。



## おかみさわ事務所の活動



先月10月は、講師としての出番をいただき、高等技術専門学校での授業から、セカンドキャリアを築いていく方を対象としたセミナー、雇用管理の仕事を担当する方を対象としたセミナーなど様々お役目をいただきました。建設事業における雇用管理者を対象とした研修では、「よくネットやセミナーで見かける資料で義務化と記載されている事項の対応や時間外協定の上限の決まりに対しての対処法がわからずどうすればよいか疑問でしたが、講師に質問することができ、またスライドがわかりやすくよかったです。」と感想をいただきました。建設事業における雇用管理研修は11月も八戸で開催します。11月15日(水)です。詳細は、株式会社 労働調査会さんのHPをご覧ください。

## 今月の日常の小さな幸せ♡

「この金額は何?」何がなんだか分からないをどうにかしたいから勉強したいんです!と知人からリクエストをいただき、「教えて社労士さん!」(勉強会)を初開催しました。実際に明細を作ってみるというワークでは、「脳みそフル回転でアドレナイン一杯!楽しかった!」と声をいただき、給与明細を読み解けるようになるという内容の勉強会でしたが、楽しかった!新たな出会いがあって嬉しかった!明日からも前向きにお仕事頑張ってみます!等嬉しい感想と、次回開催のリクエストをいただきましたので、第2回目の開催も決めました。次回、教えて社労士さんは1月20日(土)です。内容は、「働くことで出ていくお金と働く人がもらえるお金と手続き」です。次回も参加者のみなさんと良い時間を作りたいです♪

